

経済産業省

平成24・06・18中第1号
平成24年6月22日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

中小企業の景況は、東日本大震災後、持ち直してきているとはいえ、これまでの円高、原燃料価格の高騰、電力料金の引き上げ等の影響が懸念されている状況にあります。こうした中、官公需において中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆8,312億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を、56.3%といたしました。また、この目標達成に向けて、小規模企業の特性を踏まえた評価や元請事業者が外注する際の地域中小企業者の活用を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、貴府（院、所、庁、省）及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び復興庁を除く。）が行う契約において、中小企業者の受注機会の増大を図られますよう、また、中小企業者向けの契約目標の達成に向けて、最大限の努力を払われますようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願いいたします。

(総務大臣宛ての「また書き」の部分は下記のとおり)

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、国等の契約の方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の方針に準じて、中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう御指導くださいますことをお願いいたします。

経済産業省

平成24・06・20中庁第1号
平成24年6月22日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

官公需適格組合制度の活用について

官公需についての中小企業者の受注機会の増大については、かねてから御配慮をいただいていると存じます。

国におきましては、本年6月22日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）を閣議決定いたしました。

国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置として「官公需適格組合等の活用」を規定しているものの、国等の官公需適格組合の受注実績は中小企業向け実績の僅か約0.3%程度（平成22年度実績）に留まっており、その活用は十分とは言えません。このため、官公需の受注に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備され、信頼性の高い組合として各経済産業局及び沖縄総合事務局が証明している官公需適格組合を積極的に活用し、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び復興庁を除く。）宛てには、貴職から、上記の趣旨を周知いただきますとともに、その際、各契約担当窓口に至るまで徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

経 済 産 業 省

平成24・06・20中庁第1号
平成24年6月22日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

官公需適格組合制度の活用について

官公需についての中小企業者の受注機会の増大については、かねてから御配慮をいただいていると存じます。

国におきましては、本年6月22日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）を閣議決定いたしました。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努めなければならない旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところであります。

国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置として「官公需適格組合等の活用」を規定しているものの、都道府県における官公需適格組合の受注実績は中小企業向け実績の僅か約0.2%程度（平成22年度実績）に留まっており、その活用は十分とは言えません。このため、官公需の受注に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備され、信頼性の高い組合として各経済産業局及び沖縄総合事務局が証明している官公需適格組合を積極的に活用し、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴（都道府県）下の人口10万人以上の市及び東京都特別区（東京都のみ）宛てには、当職より別途通知しておりますが、加えて、貴職から、各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますとともに、その際、各契約担当窓口に至るまで徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

経済産業省

平成24・06・20中庁第1号
平成24年6月22日

政令指定都市、特別区及び特定市
(人口10万人以上の市)の長 殿

中小企業庁長官

官公需適格組合制度の活用について

官公需についての中小企業者の受注機会の増大については、かねてから御配慮をいただいていると存じます。

国におきましては、本年6月22日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）を閣議決定いたしました。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところであります。

国等の契約の方針では、国等が官公需に係る中小企業者の受注機会の増大のために推進する措置として「官公需適格組合等の活用」を規定しているものの、人口10万人以上の市及び東京都特別区における官公需適格組合の受注実績は中小企業向け実績の僅か約1.9%程度（平成22年度実績）に留まっており、その活用は十分とは言えません。このため、官公需の受注に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤が整備され、信頼性の高い組合として各経済産業局及び沖縄総合事務局が証明している官公需適格組合を積極的に活用し、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、貴市（区）各部局の契約御担当者に対し、上記の趣旨を徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

経済産業省

平成24・06・18中第1号
平成24年6月22日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

中小企業の景況は、東日本大震災後、持ち直してきているとはいえ、これまでの円高、原燃料価格の高騰、電力料金の引き上げ等の影響が懸念されている状況にあります。こうした中、官公需において中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号、以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆8,312億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を、56.3%といたしました。また、この目標達成に向けて、小規模企業の特性を踏まえた評価や元請事業者が外注する際の地域中小企業者の活用を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴（都道府県）におかれましては、国等の契約の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定するなど中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。

なお、貴（都道府県）下の人口10万人以上の市及び東京都特別区（東京都のみ）宛てには、当職から別途通知しておりますが、加えて、貴職から各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますとともに、その際、各契約担当窓口に至るまで徹底されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

経 済 産 業 省

平成24・06・18中第1号
平成24年6月22日

政令指定都市、特別区及び特定市
(人口10万人以上の市)の長 殿

経済産業大臣

「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施に
ついて

中小企業の景況は、東日本大震災後、持ち直してきているとはいえ、これまでの円高、原燃料価格の高騰、電力料金の引き上げ等の影響が懸念されている状況にあります。こうした中、官公需において中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。

このような認識の下、本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号、以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、3兆8,312億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を、56.3%といたしました。また、この目標達成に向けて、小規模企業の特性を踏まえた評価や元請事業者が外注する際の地域中小企業者の活用を始めとする中小企業者が受注し易い発注とする工夫などの措置を盛り込んだところであります。

官公需法第7条においては、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべき旨定められており、かねてから格別の御配慮を頂いているところでありますが、貴市（区）におかれましては、国等の契約の方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定するなど中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう要請します。